

コーポレートガバナンス基本方針

株式会社ウェザーニューズ

第一章 コーポレートガバナンス体制

- 1 コーポレートガバナンス基本方針に関する基本的な考え方
- 2 コーポレートガバナンスの基本的枠組み
- 3 取締役会
- 4 監査役会
- 5 会計監査人
- 6 役員

第二章 ステークホルダーとの関係

- 1 株主との対話方針
- 2 情報開示の充実

第一章 コーポレートガバナンス体制

1 コーポレートガバナンス基本方針に関する基本的な考え方

*1-3, 3-1

当社は、自らが市場に対して開かれた会社であるという深い自覚を持ち、株主をはじめ、お客様、役員・従業員などを含むあらゆる人々との情報交信を通じ、当社の「サポーター価値創造」を、社員全員の力で実現することを経営理念としており、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であると認識しております。

本コーポレートガバナンス基本方針は、**Transparency**（透明性）という当社の企業理念の下、法律に規定される情報開示にとどまらず、自ら企業理念・文化・経営戦略・ビジネスモデル・将来の価値創造に向けたビジョン等を積極的に開示し、当社の企業価値を巡る根源的な考え方を示すことで、ステークホルダーとの相互信頼を醸成し、中長期的な企業価値の向上の共創を目的として、当社のコーポレートガバナンスに係る原則を定めております。

2 コーポレートガバナンスの基本的枠組み

当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応するとともに、社会的に公正な企業活動に努めております。このような企業活動を推進するためには、意思決定プロセスを明確にする文化、チェック・アンド・バランスが機能する組織体制、事業を遂行する会議体、透明性の高い業績評価及び内部統制システムを整備することに加え、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築にあたり、「経営の実効性と公正性・透明性」を重視しております。当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に監査権を有する監査役が公正性と独立の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実を図る体制が、経営の実効性と公正性・透明性を確保し、当社の健全で持続的な成長に有効であると判断し、監査役会設置会社制度を採用しております。

この監査役会設置会社の制度の下で、取締役が経営者として職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員業務の執行を監督します。なお、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を1年としております。

また、社会環境・ビジネス環境の変化をいち早く察知し、社会的に公正な企業活動を推進するために、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要と考え、経営に対する経験・知見豊

かな社外取締役を積極的に経営に参画させるとともに、専門性に優れた社外監査役による中立かつ客観的な監査により、コーポレートガバナンスの一層の充実を図っております(取締役 6 名、監査役 3 名のうち、社外取締役 2 名、社外監査役 2 名)。なお、経営陣の最適な人選、適正な報酬は、経営上重要であるとの考えから、取締役会は社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である、指名委員会・報酬委員会の答申を参考に決議しております。

3 取締役会

① 取締役会の役割

*4-1-1

取締役会は「経営の実効性と公正性・透明性」を実現するため当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成し、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、取締役が経営者として職務の執行・監督を効果的・効率的に行うために執行役員制を採用し、執行役員に業務執行の権限を委譲したうえで、取締役(会)が執行役員の業務執行を監督します。また、各監査役は、独任制のもと取締役会に出席し、業務執行の意思決定状況や、取締役の職務の執行に対する監督状況を確認しております。

② 取締役会の諮問機関

*4-10-1

・指名委員会

指名委員会は取締役会の諮問機関で、メンバーは、[社外] 取締役(2 名)・監査役(2 名)、[社内] 代表取締役(2 名)・監査役から構成されております。指名委員会は、取締役会から示された当社の経営陣に新たに参画する取締役・監査役・執行役員の候補者を、その遂行実力、人格等の面から総合的に評価し、取締役会へその内容を答申しております。

・報酬委員会

報酬委員会は取締役会の諮問機関で、メンバーは、[社外] 取締役(2 名)・監査役(2 名)、[社内] 代表取締役(2 名)・監査役から構成されております。報酬委員会は、取締役会から示された当社取締役・執行役員の報酬体系・報酬額案について、各取締役・執行役員の実力・実績を基本として役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、取締役会へその内容を答申しております。

③ 取締役の人数・任期

取締役会は最大 15 名で構成され、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にするため、全取締役の任期を 1 年としております。

④ 取締役会の運営

*4-12-1

取締役会は、原則月 1 度開催され、必要に応じて追加の取締役会を開催します。取締役会の運営に際しては、年間の開催日及び予測可能な審議事項を事前に決定することで、可能な限り審議項目数を調整し、各審議項目に対し十分な時間を確保することとしております。また、取締役会の審議に先立ち、取締役会の会日の相当期間前に、各取締役及び各監査役に資料等、審議にあたり十分な事前情報を提供しております。

⑤ 取締役会の構成・適正規模

*4-8,4-11-1

取締役会の構成は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び規模を勘案のうえ、売る（販売・マーケティング・新規事業開拓）・作る（サービス運営・運営開発・インフラ開発）・数える（総務・法務・経理・財務）部門より、当社事業に精通した業務執行取締役を最低各 1 名ずつ、社外取締役を 2 名程度選任することとしております。

⑥ 社外取締役

*4-4-1,4-8,4-8-1,4-8-2

当社は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にあたり、社外取締役の役割の重要性を認識し、2 名程度の社外取締役を選任することとしております。

また、社外取締役が取締役会における議論に積極的に参加するための取り組みとして、週次での社内報の共有や社内イベントへの積極的参加による当社の事業概況の情報共有の充実を図るとともに、社外取締役も参加可能な拡大監査役会を適宜取締役会前に開催することで、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の機会を設けております。

⑦ 独立性基準

*4-9

当社は、会社法に定める社外取締役の要件に加え、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係を勘案し、独立性の有無を判断しております。

⑧ 取締役会の実効性評価

*4-11-3

当社は、年に 1 回程度、年間の取締役会を通しての有用な意見を取りまとめ、取締役会の実効性を分析・評価し、取締役会の運営等の改善に向けた意見交換を行い、その結果を開示することとしております。

⑨ 内部通報

*2-5,2-5-1

当社グループは、役員・従業員が利用できるコンプライアンス報告・相談ルート「Pit in Spot」（社内窓口：社長室・常勤監査役 / 社外窓口：社外監査役）を設置し、運用しております。また、Pit in Spot の運用指針、情報提供者の秘匿、不利益取扱の禁止、及び定期的な取締役会及び監査役(会)への報告等に関する方針を「働き方に関する行動指針」で整備しております。取締役会は、上記の体制整備を実現し、その運用状況を監督しております。

4 監査役会

① 監査役会の役割

監査役会は、当社グループの業務に深い見識を有する社内監査役と、専門性に優れた社外監査役から構成され、公正性と独立の立場から取締役の業務執行について業務監査並びに会計監査を行い、経営の監督機能の充実を図ることで経営の実効性と公正性・透明性を確保し、健全で持続的な成長に寄与しております。

② 監査役の人数・任期

監査役会は最大4名で構成され、任期を4年としております。

③ 監査役監査の有効性の確保

監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるよう、監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置しております。

監査役及び監査役会は、内部監査部及びその他の内部統制を所管する部署と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努め、監査役が必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることとしております。

④ 監査役会の運営

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催します。

5 会計監査人

① 会計監査人の選任基準

*3-2-1

当社における会社経理と会計監査の関係は、財務報告において、事業実態を適切に表し、また客観性を担保するための共創と考えております。同時に、相互に業務の適正を維持するため、関与する法人または業務執行社員を定期的に見直すこととしております。

監査役会は、会計監査人を選任する場合、その適格性、当社との共創に対する取組み姿勢等を確認のうえ、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。会計監査人を再任する場合、上記のほか、監査計画や監査実施状況の相当性等を確認のうえ、解任または不再任の必要がない旨を決定します。

② 会計監査人の報酬

*3-2-1

監査役会は、適正かつ効率的な監査を実現するために、必要な監査日数及び人員数等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで監査報酬が決定されたものであることを確認し、監査報酬に同意をしております。

③ 会計監査人の独立性の確保

*3-2-1

監査役会は、会計監査人の独立性及び監査の品質管理のための組織的業務運営について適切に評価するための基準を以って、その基準を満たしているか否かを確認しております。

6 役員

① 役員の選任基準

*3-1,4-3-1

当社は、以下の選任基準を勘案の上、取締役を選任しております。

1. 適法性

- 欠格事由のない者
- 経営の受託者として、善管注意義務・忠実義務を全うできる者

2. 適格性

- 全人格的に優れ（公正・謙虚・明朗闊達・規律・他者実現・負けっぷりの良さ）、経営者としての資質を有し、当社経営に相応の専念・貢献できること
- 当社業務・文化への理解・共感できること
- 業務遂行に際し、心身ともに健康であること

3. 専門性・独自性

- 専門とする分野における突出した実力（能力・知識・経験）と実績を有すること
- 既存概念に囚われることなく、その本質を見抜き、時には創造的な破壊をもって、再創生できる実力と実績を有すること

4. 独立性・多様性

- 率直に疑問を呈し、代替案の提案のできる精神的独立性を有すること
- 支配的あるいは利益相反的な関係者ではないこと

② 役員の選任手続き

*3-1

取締役会は、社外取締役・社外監査役を含む取締役会の諮問機関である指名委員会による、取締役・監査役候補者の総合的な評価の答申内容を参考に決議し、株主総会に諮っております。

③ 役員の選任理由

*3-1

当社は、各役員の選任理由を定時株主総会での選任議案の際に、「株主総会参考書類」で説明するとともに、「有価証券報告書」等において毎年開示を行うこととしております。

④ 役員の兼任状況

*4-11-2

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況等、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「事業報告」、「株主総会参考書類」、「有価証券報告書」等において、毎年開示を行っております。

⑤ 役員報酬の決定方法・手続き

*3-1,4-2,4-2-1

当社の取締役の報酬は、固定報酬(定期同額給与)と業績連動報酬から構成しております。固定報酬は求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役職別に基準額を定めております。業績連動報酬につきましては連結売上高の成長率に応じた金銭による報酬及び株式報酬型ストックオプションを支給しております。当社の取締役に対する金銭での報酬の限度額は500百万円とし、平成21年8月定時株主総会で承認を得ております。また、株式報酬型ストックオプションによる報酬の限度額は200百万円とし、平成26年8月定時株主総会で承認を得ております。

当社の監査役の報酬は、常勤・非常勤の別に応じた職務内容を勘案し、平成21年8月定時株主総会で承認を得た年額100百万円を限度額として固定報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役及び監査役は業務執行から独立した立場であるため、業績連動報酬は適用せず、固定報酬のみの支給としております。

役員報酬決定の手続については、取締役会は、株主総会で承認を得た報酬限度額の範囲内で、社外取締役・社外監査役を含む報酬委員会の答申を参考に決議しております。

⑥ 役員のトレーニング方針

*4-14-2

当社は、各社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に当社の企業理念や事業内容等の全般的な理解をする機会を設けるとともに、半期の事業計画や年数回の社内イベントへの参加等、社内業務の理解促進の場を積極的に用意しております。

取締役については、取締役に求められる役割と法的責任を含む責務を適切に果たすため、就任時に役員の役割・法的責任等の研修を実施し、随時関連法令の研修の機会を設けております。また、自己研鑽の企業理念に基づき、役員自らが時々の当社のテーマに対し必要と判断する研修を自主的に行うことを奨励しております。

第二章 ステークホルダーとの関係

1 株主との対話方針

① 基本方針

*5-1

当社は、適切な情報開示が株式市場の健全性維持に不可欠であることを認識し、情報開示の体制を整えております。情報開示に当たっては金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める規則を遵守しております。

情報開示に当たっては、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム「TDnet」を利用しております。同時に、当社ホームページにも当該情報を掲載します。

② 株主総会活性化・議決権行使円滑化

*1-2-2, 1-2-4

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を適確に提供し、総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、定時株主総会の招集通知を総会日の3週間前を目安に当社ウェブサイト等で開示します。また、招集通知の英訳も公表します。

③ 株主対応取締役の指定

*5-1

当社は株主との対話を促進するために、株主、投資家との対話を総務担当取締役が統括しております。

④ 株主対応時の関連部署との連携方策

*5-1

IR担当部署を設け、IR担当者が社内各部署と密接にコミュニケーションをとり、当社の取組みを株主、投資家に正しく理解いただけるよう情報を発信しております。

⑤ 個別面談以外の取り組み

*5-1

個人株主に対しては、年に2回株主サポーターミーティングを開催し、株主と取締役が直接意見交換する機会を設けております。

機関投資家に対しては、年2回の決算説明会及びスモールミーティングを通じて、対話の充実を図っております。機関投資家の訪問、取材に際しては複数名で対応し、当社の取組みを正しくご理解いただけるよう努めております。

⑥ 株主対話のフィードバック方法

*5-1

株主、投資家からいただいたご意見等につきましては、取締役会等に報告しております。

⑦ インサイダー情報管理の方策

*5-1

インサイダー情報（未公表の重要事実）については、社内に「インサイダー取引防止に関する規程」を設け、適切に管理しております。

2 情報開示の充実

① 政策保有・議決権行使方針

*1-4

当社は、取引先との関係強化等を目的に、いわゆる政策保有株式を保有する場合があります。この政策保有株式を保有した場合は、毎年取締役会において保有目的・意義を確認します。

政策保有株式に係る議決権行使については、株主総会議案の内容を精査し、株主価値の毀損にあたるか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使します。

② 関連当事者取引のルール

*1-7

当社と取締役との取引(間接取引を含む。)については、各取引内容を調査のうえ、利益相反取引に該当する場合には、法令に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

施行: 2016年2月1日